



労働組合や使用者の方へ

労働組合の活動上のトラブルにも対応します!

鳥取県労働委員会では、法律に基づき、労働組合と使用者との紛争の解決に向けた審査や調整を行っています。

不当労働行為の審査

労働組合の活動を理由とした解雇や不利益な取扱いなどが行われた場合、労働組合との団体交渉に使用者が応じない場合など、法律に基づき、公正・中立な立場で審査を行います。

※主に、労働組合が対象となる制度です。

労働争議の調整

労働条件などをめぐり、労働組合と使用者の間で対立が生じた場合、話し合いによる解決を支援します。

※主に、労働組合・使用者が対象となる制度です。



ひとりで悩まないでください。話すことで、解決への道が見えてきます。

鳥取県労働委員会が、あなたを支えます。



ご相談・お問合せはこちら

TEL: 0857-26-7560

- 鳥取県労働委員会事務局 ○所在地: 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地
- 受付時間: 平日8:30~17:15 ○Webサイト: <https://www.pref.tottori.lg.jp/roui/>



公正
中立

公的
機関

相談
無料

職場のことで、 ちょっと困っていませんか?

その悩み、無料で相談できる場所があります

鳥取県労働委員会は、働く中の“困った”を一緒に考える公的機関です。

解雇
雇止め

ハラスメント

(パワハラ、セクハラ
マタハラ等)

賃金
未払

休暇
残業

配置
転換

- 労働相談 ⇒ 対象者: 働く方、使用者
- 個別労働関係紛争あっせん ⇒ 対象者: 働く方、使用者
- 不当労働行為の審査 ⇒ 対象者: 労働組合
- 労働争議の調整 ⇒ 対象者: 労働組合、使用者



労使ネットとっとり
マスコットキャラクター
「聞くゾウくん」

鳥取県労働委員会





労働相談(無料)

仕事上で、お悩みの方へ

まずは、相談してみませんか?



解雇
雇止め

賃金
未払

もちろん
大丈夫です!

相談例

- ・突然、解雇された
- ・給与が支払われない
- ・職場の人間関係やパワハラに悩んでいる
- ・有給休暇を認めてくれない
- ・毎日、夜遅くまで残業が続いている
- ・県外へ異動を命じられ困っている
- ・従業員が会社のルールを守ってくれない

休暇
残業

配置
転換

ハラス
メント
(パワハラ、セクハラ
マタハラ等)

電話・面談
OK

秘密
厳守

無料



勤務形態(正規、非正規)は問いません。

働く方(個人)はもちろん、使用者(経営者、人事・労務担当者など)の方も
ご相談いただけます。

相談窓口は

個別労働関係紛争あっせん制度



あっせん制度の
詳細はこちら

話し合いでの解決をお手伝いします

橋渡しはお任せください!

簡易
迅速

公正
中立

裁判ではなく、任意の話し合いによる円満な解決を目指します



あっせんでは、公・労・使の三者からなるあっせん員が、
双方から個別に事情をお聴きし、解決に尽力します。

あっせんの
流れ

申請

聴取り
(実情調査)

話し合い
(あっせん)

解決

話し合いは、非公開で行います。秘密は、固く守ります。

- ※話し合い(あっせん)では、譲り合いの精神が大切です。参加や合意を強制するものではありません。
- ※あっせん員は、公益を代表する者(弁護士・社労士等)、労働者を代表する者(労働組合)、使用者を代表する者(経営者等)の三者体制で構成されます。それぞれの立場から、解決に向けてお手伝いします。
- ※相手方が話し合いに応じない場合や、話し合いを行っても合意に達しない場合は、打ち切りとなります。

相談無料

秘密厳守

匿名可

お気軽にご連絡ください!



労使ネットとっとり
鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター

フリーダイヤル ⇒ 鳥取県内からのみ利用可

0120-77-6010

相談時間⇒平日8:30~17:15(事前予約により18:30まで延長可)

